

事務事業チェックシート

事務事業No

事業名

[事業基本情報]

891

居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業

[長期総合計画]

分野別目標	4	誰もが安心して住み続けられる持続可能なまち
政策	9	将来に向かって希望の持てる福祉社会の形成
施策	4	社会保障制度の充実
取組方針	2	介護保険制度の適正な運営

事業区分(1)	事業経費	○	管理経費	
	その他			
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・ 予算区分	会計	介護保険事業特別会計		
	款	地域支援事業費		
	項	包括的支援事業・任意事業費		
	目	任意事業費		
	大事業	任意事業		
中事業	居宅介護サービス等利用円滑化交付金事業			

事業種別	継続		関連個別計画			
事業年度	無し	～	無し	担当課・担当課長・Tel	介護保険課	赤山 辰如 435-1190
事業実施の根拠法令			関連課			

1 事業内容

事業目的	(「誰・何」をどういう状態にするための事業か)		全体事業概要			
	住宅改修に伴う理由書作成業務をケアマネジャーの支援を行うことで、居宅介護サービスの利用の円滑化を図る。		住宅改修に伴う理由書作成業務をケアマネジャーの支援を行うことで、居宅介護サービスの利用の円滑化を図る。			
事業内容	平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度	
	居宅介護支援を受けていない介護認定者の行う介護保険住宅改修の理由書作成業務について、1件あたり2,000円の助成を行う。	居宅介護支援を受けていない介護認定者の行う介護保険住宅改修の理由書作成業務について、1件あたり2,000円の助成を行う。	介護サービスを受けたことのない介護認定者の行う介護保険住宅改修の理由書作成業務について、1件あたり2,000円の助成を行う。	居宅介護支援を受けていない介護認定者の行う介護保険住宅改修の理由書作成業務について、ケアマネジャーに対し1件あたり2,000円の助成を行う。	居宅介護支援を受けていない介護認定者の行う介護保険住宅改修の理由書作成業務について、ケアマネジャーに対し1件あたり2,000円の助成を行う。	

2 事業コスト

事業費等(千円)	平成30年度		平成31年度		令和02年度		令和03年度		令和04年度		
	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	
事業費	1,041	718	993	690	873	610	873	0	873	0	
伸び率(%)	0%	△3%	△4.6%	△3.9%	△12.1%	△11.6%	0%	△100%	0%	0%	
人件費	正規職員	3,037	2,878	2,819	2,819	2,628	1,593	1,752	0	1,752	0
	正規職員以外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	3,037	2,878	2,819	2,819	2,628	1,593	1,752	0	1,752	0
国庫支出金	400	276	382	265	336	234	336	0	336	0	
県支出金	200	138	191	133	168	117	168	0	168	0	
市債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	241	166	229	159	201	142	201	0	201	0	
一般財源(税等)	200	138	191	133	168	117	168	0	168	0	
所要人数(人)	正規職員	0.38	0.36	0.35	0.35	0.33	0.20	0.22	0.00	0.22	0.00
	正規職員以外	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
主な予算内訳	居宅介護サービス等利用円滑化交付金 840千円										

3 目標及び実績

活動指標	指標名	単位		平成30年度	平成31年度	令和02年度	令和03年度	令和04年度
				目標値	実績値	達成度(%)	目標値	実績値
活動指標	居宅介護支援を受けていない住宅改修利用者件数	件	目標値					
			実績値	351	337	297		
			達成度(%)	%	%	%	%	%
成果指標	利用円滑化交付金額	千円	目標値					
			実績値	702	674	594		
			達成度(%)	%	%	%	%	%
成果指標	交付件数	件	目標値					
			実績値	351	337	297		
			達成度(%)	%	%	%	%	%

4 事業の評価

評価基準					
[妥当性]事業のニーズはあるか		増加している	○	横ばい	減少している
[妥当性]事業手段は妥当か	○	現行の手段でよい		一部見直しが必要	見直しが必要
[妥当性]官民の役割は妥当か	○	市が行うべき		他の主体との協働も可能	市が行う必要性は薄れている
[妥当性]緊急的に取り組む必要があるか		急いで取り組む	○	中長期的に取り組む	緊急性は薄い
[有効性]更に効果が期待できるか	○	できる		あまりできない	できない
[有効性]成果目標ほどの程度達成しているか	○	達成している (90%以上)		おおむね達成 (70~90%未満)	達成していない (70%未満)
[有効性]上位施策への貢献度		重要かつ高い貢献度がある	○	一定の貢献度がある	貢献度は低い
[効率性]事業費を抑制できるか	○	できない		制約はあるが可能性はある	できる
[効率性]受益者負担の見直し		適正	○	負担は求められない	見直しが必要

5 今後の方向性 (担当課評価)

事業内容の方向性	充実				
	現状維持			○	
	縮小				
	廃止				
		ゼロ	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

担当課評価の根拠	住宅改修を行う際、ケアマネジャー等が理由書を作成する必要がある、申請者が居宅介護支援を受けていない場合、ケアマネジャーが理由書を作成しても無報酬となることから、本制度が必要となる。
見直し・改善内容	介護保険関係法令による。